

宮医発第 547 号
令和 7 年 6 月 19 日

都 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮城県医師会
会長 佐藤和宏
(公印省略)

「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」について

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、標記の件について、日本医師会より別添のとおり通知がありました。

本件は、「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」についてお知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、貴会会員へのご周知方について、ご高配賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

担当：総務部総務課

Tel 022-227-1591

Fax 022-266-1480

日医発第382号（情シ）（保険）
令和7年6月3日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」について
(周知依頼)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年12月9日付 日医発第1544号（情シ）（保険）「令和6年度における「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」の実施について（再周知依頼）」にて、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に係る助成金についてお知らせしました。その上で申請期限につきましては「当分の間」としておりましたが、この度、申請期限が「令和7年9月30日」と設定され、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

医療扶助のオンライン資格確認については、医療機関等における事務効率化の観点や、受診された生活保護受給者について診療情報・薬剤情報の閲覧等を通じてより良い医療サービスを提供いただく観点から、導入に向けて積極的にご検討いただければと思います。（※導入は義務ではありません。）

また、導入済ではあるものの助成金を申請していない医療機関等におかれましては、早期に申請いただきますようお願いします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【助成金の申請期限】

令和7年9月30日（火）

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室
TEL：03-5253-1111（内線2829）

【別添資料】

- ・【事務連絡】「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」について（周知依頼）
- ・周知資料

事務連絡
令和7年5月30日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」について
(周知依頼)

貴会におかれましては、生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助の実施について、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

生活保護制度においては、令和6年3月から医療扶助のオンライン資格確認の運用を開始しており、生活保護受給者が委託先医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）で資格確認を行う際には、原則としてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うこととしています（※1）。

医療機関等におかれましては、医療扶助のオンライン資格確認を導入する際、レセプトコンピューター等（以下「レセコン等」という。）の改修が必要となるところ、厚生労働省では令和5年度から、レセコン等の改修費用等に係る助成事業（医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業）を実施しており、隨時、「医療機関等向け総合ポータルサイト」において周知を図ってまいりました。

昨年12月以降、当該助成金の申請期限を「当分の間」とし、具体的な期日は追つてお示しすることとしていましたが、このたび、申請期限を「令和7年9月30日」と設定しましたので、お知らせします。

医療扶助のオンライン資格確認については、医療機関等に対して導入が義務付けられているものではないものの、医療機関等における事務効率化の観点や、受診された生活保護受給者について診療情報・薬剤情報の閲覧等を通じてより良い医療サービスを提供いただく観点から、既に多くの医療機関で導入いただいている（※2）。未導入の医療機関等におかれましては、早期のレセコン等の改修に向けて積極的なご検討をお願いします。

また、導入済ではあるものの助成金を申請していない医療機関等におかれましても、早期に申請いただきますようお願いします。

貴会におかれましては、本事業の実施について、改めて会員への周知にご協力を賜りますよう、お願ひいたします。

※1 急迫した事由その他やむを得ない事情（医療機関等でオンライン資格確認が導入されていない場合も含む。）がある場合には、紙の医療券・調剤券により資格確認を実施。

※2 指定医療機関における導入率：22.5% (R6.4.1) → 49.1% (R7.4.1)
なお、各福祉事務所においても、ごく一部の地域を除いて資格情報を登録済

記

1. 助成金申請対象医療機関等

申請時において医療扶助のオンライン資格確認導入に伴うレセコン等の改修を実施済みの病院、診療所、薬局

※ 申請には、改修に係る領収書（必要に応じて領収書内訳書）が必要です。ご準備できた段階で、医療機関等向け総合ポータルサイトより申請ください。
医療扶助におけるオンライン資格確認等導入に係る助成金について：

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010217

2. 補助金の内容：

- ① 病院：上限 23.8 万円 ※事業費（上限 56.6 万円）の 1/2 を補助
- ② 大型チェーン薬局：上限 3.6 万円 ※事業費（上限 7.3 万円）の 1/2 を補助
- ③ 診療所、②以外の薬局：上限 5.4 万円 ※事業費（上限 7.3 万円）の 3/4 を補助

3. 申請期限

令和 7 年 9 月 30 日（火）

【照会先】

厚生労働省社会・援護局 保護課

保護事業室

TEL : 03-5253-1111 (内線 2829)

医療扶助（生活保護）のオンライン資格確認について 医療機関・薬局向けの助成事業を実施しています！！



- **医療扶助（生活保護）のオンライン資格確認**の導入により、医療保険と同様、生活保護受給者についても、**効率的な資格確認、医療情報等の閲覧、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービス等の利用が可能**となります。
- 導入には、**レセプトコンピューターなどの既存システムの改修等が必要**です。
この**レセコン等改修費用については助成事業を実施**しておりますので、早期の導入に向けてご活用ください。



- **追加の機器設置やネットワーク導入は不要**です！ * 医療保険のオンライン資格確認の既存システムを活用可能
- 導入に際しては、**設定変更など軽微な対応で完了する場合があります** * リモートで改修可能な場合もあります
レセコン等のリプレイスを待たずしに、まずは、**早期導入に向けてシステム事業者にご相談ください！**
- 助成金の申請は、**オンライン上で手続が完結し、郵送等による紙の申請は不要です！**
* **過年度分（令和5年度等）に改修した場合**も、**申請がお済みでない場合は対象**となりますので、ご確認ください。
- 「訪問診療等・オンライン診療等におけるオンライン資格確認」など**関連機能とのセット導入が効率的**です！

医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業 (実施主体：社会保険診療報酬支払基金)

【申請期限】令和7年9月30日（火） ※令和6年12月11日（水）から申請を受付中

【申請対象】医療扶助のオンライン資格確認導入に伴うレセコン等の改修を行った病院、診療所、薬局

【助成金額】

	病院	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)
費用の 補助内容	28.3万円を上限に補助 ※事業額56.6万円を上限に、 その 1/2 を補助	3.6万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その 1/2 を補助	5.4万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その 3/4 を補助

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

【申請先】医療機関等向け総合ポータルサイト「医療扶助におけるオンライン資格確認等導入に係る助成金について」

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010217



医療扶助のオンライン資格確認の早期導入をお願いいたします！

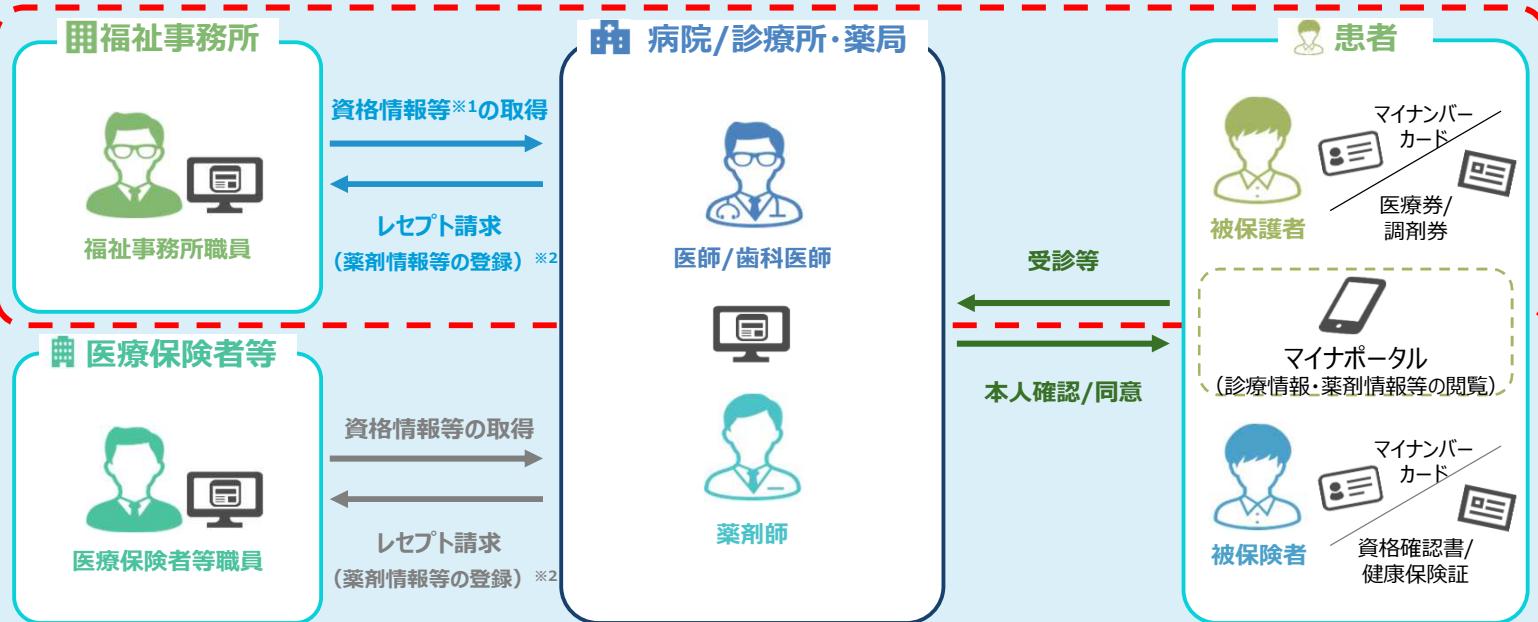


医療扶助のオンライン資格確認でできること

オンライン資格確認の対象が**生活保護受給者（被保護者）**に拡大し、医療機関・薬局が被保護者の診療情報、薬剤情報、健診情報を閲覧できるようになるほか、**医療扶助独自のメリット**を享受できます。

オンライン資格確認に対応した医療機関等システム基盤の活用イメージ

今回の拡大範囲



医療扶助 独自メリット

- 未委託の医療機関・薬局※3の受診等の早期検知で、医療扶助の利用可否の確実な確認が可能
- 資格情報等一括取得で、被保護者の再来院等なしで事後的に登録された情報の確認が可能※4

※1…医療券/調剤券情報を含む　※2…レセプト情報から連携

※3…医療扶助では、被保護者が受診等を行う医療機関・薬局を、福祉事務所が事前に決定・委託する仕組み　※4…未委託の医療機関・薬局での受診等の場合を想定

医療扶助のオンライン資格確認 導入費用への補助

助成金の申請期限は、
令和7年9月30日までとなっています。

病院

28.3万円(上限)

※ 事業額の56.6万円を
上限に、その1/2を補助

大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)

3.6万円(上限)

※ 事業額の7.3万円を
上限に、その1/2を補助

診療所/ 薬局(大型チェーン薬局以外)

5.4万円(上限)

※ 事業額の7.3万円を
上限に、その3/4を補助

- 「申請時点でレセコン等の改修を行った病院、診療所、薬局」を対象に助成金を支給しています。
- 医療扶助のオンライン資格確認の導入は設定変更等、軽微な対応で済む場合があります。また、リモートにて改修が可能な場合もありますので、レセコン等のリプレイスを待たずに、早期導入に向けてシステム事業者にご相談ください。**
- 「訪問診療等・オンライン診療等におけるオンライン資格確認」など関連機能ともセットで導入すれば更に効率的です。積極的な活用をご検討いただき、お早めの申請（オンライン上の申請が可能です。）を是非ともよろしくお願ひいたします。

▶ 必要書類、補助対象、申請手順など詳細は[こちら](#)



作業内容

※医療保険のオンライン資格確認を導入済みの場合



機器・ネットワークは、医療保険オンライン資格確認のものを活用できるため、**追加の導入・設置は不要**



既存システム（レセプトコンピュータ、電子カルテシステム、薬局システム）に対し、医療扶助のオンライン資格確認対応の**パッケージソフト適用、業務上の操作確認が必要**※5

※5…パッケージソフト適用、運用準備に係る費用は補助金の対象となります。補助金の詳細については、手引きをご確認ください。
※6…具体的な改修範囲・内容はシステム事業者ともご相談ください。

詳しくは、『医療機関・薬局向け医療扶助のオンライン資格確認導入の手引き』をご確認ください。右のQRコードからご確認いただけます。

